

令和6年2月21日提出

令和6年2月定例県議会付議案 議案第64～70号関係

鳥 取 県

令和6年2月定例県議会付議案

目 次

議案第64号	鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する 自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第65号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	16
議案第66号	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例……………	33
議案第67号	鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例……………	35
議案第68号	鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及 び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例……………	48
議案第69号	鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例……………	105
議案第70号	専決処分の承認について……………	107
	(1) 令和5年度鳥取県一般会計補正予算(第7号)……………	108

条 例

議案第64号

鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県税条例の一部改正）

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者（個人の県民税及び地方消費税の貨物割に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限り、第3号及び第4号に掲げる者に対する払込みは、法第747条の6第2項に規定する特定徴収金に限るものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項</u>の規定により知事が収納の事務を委託した者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者（個人の県民税及び地方消費税の貨物割に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限り、第3号及び第4号に掲げる者に対する払込みは、法第747条の6第2項に規定する特定徴収金に限るものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項</u>の規定により知事が収納の事務を委託した者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>
---	--

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第24条の5 略

(令和6年度分の特別税額控除)

第24条の6 令和6年度分の個人県民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者については、個人県民税の令和6年度分特別控除額について、法附則第5条の8の規定による金額を控除する。

(令和7年度分の特別税額控除)

第24条の7 令和7年度分の個人県民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者で、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）を有するものについては、個人県民税の令和7年度分特別控除額について、法附則第5条の12の規定による金額を控除する。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第24条の5 略

<p>(配当控除)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第24条の5の規定の適用については、同条中「第24条から前条まで」とあるのは、「第24条から前条まで及び第25条第1項」とする。</p> <p>(個人の均等割の税率)</p> <p>第27条 個人の均等割の税率は、1,000円とする。</p> <p>(法人の県民税均等割の課税免除)</p> <p>第41条の2 知事は、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体のうち、収益事業を行わないものに対しては、法人の県民税の均等割を課さない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(配当控除)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における前条の規定の適用については、同条中「第24条から前条まで」とあるのは、「第24条から前条まで及び次条第1項」とする。</p> <p>(個人の均等割の税率)</p> <p>第27条 個人の均等割の税率は、1,000円とする。ただし、平成26年度から令和5年度までの各年度分については、1,500円とする。</p> <p>(法人の県民税均等割の課税免除)</p> <p>第41条の2 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体のうち、収益事業を行わないものに対しては、法人の県民税の均等割を課さない。</p> <p>2・3 略</p>
--	---

<p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第78条 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第77条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。</p> <p>(不動産取得税の税率の特例)</p> <p>第80条 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>(自動車税の課税免除)</p>	<p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第78条 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第77条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。</p> <p>(不動産取得税の税率の特例)</p> <p>第80条 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>(自動車税の課税免除)</p>
--	--

<p>第137条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業の用に供するもの（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスに係る事業</p> <p>(8)～(11) 略</p>	<p>第137条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業の用に供するもの（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に係る事業</u></p> <p>ク 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る事業</p> <p>(8)～(11) 略</p>
<p>第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。</p>	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の納税義務者等) 第54条 略 2～5 略</p> <p><u>6 第1項の規定の適用については、当分の間、同項の表の(1)の項イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの(前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであって、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として法附則第8条の3の3第1項の政令で定める金額をいう。)</u>が10億円を超えるものを除く。)とす。</p>	<p>(事業税の納税義務者等) 第54条 略 2～5 略</p>

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。</p>		<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。</p>	
事業	額	事業	額
(1)	略	(1)	略
(2)、(3)及び(4)に掲げる事業以外の事業	イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人 (法第72条の24の7第7項に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号ロに規定する投資法人、同	(2)、(3)及び(4)に掲げる事業以外の事業	イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人 (法第72条の24の7第7項に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号ロに規定する投資法人、同

<p>号ロに規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）（以下イにおいて「<u>所得等課税法人</u>」という。）並びに<u>所得等課税法人</u>以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（<u>所得等課税法人</u>以外の法人のうち法第72条の2第1項第1号ロ（1）及び（2）に掲げる法人を除く。）（以下この節において「<u>外形標準課税対象外法人</u>」という。）</p>	<p>号ロに規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びに<u>これらの法人</u>以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（以下この節において「<u>外形標準課税対象外法人</u>」という。）</p>
略	略
2～6 略	2～6 略

第4条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方消費税の納税義務者等)</p> <p>第70条 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者（法第72条の78第2項各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める場所が県内に所在するものに限る。）の行った課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。）については当該事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託等</p>	<p>(地方消費税の納税義務者等)</p> <p>第70条 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者（法第72条の78第2項各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める場所が県内に所在するものに限る。）の行った課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。）については当該事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の</p>

<p>の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される者に限る。) を除く。) に対し譲渡割によって、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物については当該課税貨物を同項第2号に規定する保稅地域（県内に所在する保稅地域に限る。）から引き取る者に対し貨物割によって課する。</p> <p>2 略</p>	<p>受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される者に限る。) を除く。) に対し譲渡割によって、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物については当該課税貨物を同項第2号に規定する保稅地域（県内に所在する保稅地域に限る。）から引き取る者に対し貨物割によって課する。</p> <p>2 略</p>
<p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正)</p> <p>第5条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p> <p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別</p>	<p>改 正 前</p> <p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別</p>

<p>割の徴収の方法)</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割は、この条例で定めるところにより、<u>普通徴収又は証紙徴収の方法</u>によって徴収する。</p> <p>2 前項の規定による自動車税の種別割の納税義務者は、鳥取県税条例第141条の規定にかかわらず、毎年4月中において、県の発行する納税通知書又は証紙をもって、当該自動車税の種別割を払い込まなければならない。</p> <p>3 前項の規定により自動車税の種別割を証紙徴収の方法により払い込む場合には、<u>証紙に検印を受けたときに納税義務が完了するものとする。ただし、証紙の額面金額に相当する現金を納付し、自動車税の種別割を納付する義務が発生することを証する書類に納税済印の押印を受けることにより、証紙の検印に代えることができる。</u></p>	<p>割の徴収の方法)</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割は、この条例で定めるところにより、<u>証紙徴収の方法</u>によって徴収する。</p> <p>2 前項の規定による自動車税の種別割の納税義務者は、鳥取県税条例第141条の規定にかかわらず、毎年4月中（4月中以後に自動車税の種別割の納税義務が発生した者にあつては、当該種別割の納税義務が発生した月の翌月中）において、県の発行する<u>証紙を知事から購入して、当該自動車税の種別割を払い込まなければならない。</u></p> <p>3 前項の場合において、<u>自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。</u></p>
---	--

- 4 新規登録の申請があった自動車に地方税法（昭和25年法律第226号）第177条の10第1項の規定により課する自動車税の種別割の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によらなければならない。
- 5 前項の規定により自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、地方税法第177条の13第1項の規定により提出すべき申告書又は報告書に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 令和7年4月1日
- (2) 第3条の規定 令和8年4月1日

(3) 第4条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日

（納付又は納入先に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第6条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に知事が収納の事務を委託する者に対する払込みについて適用し、施行日前に収納の事務を委託した者に対する払込みについては、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。

（個人の県民税に関する経過措置）

第3条 新条例第27条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

第4条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例第54条第6項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、1号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 1号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）（以下「改正法」という。）の公布の日を含む事業年度の前事業年度の事業税について第2条の規定による改正前の鳥取県税条例第54条第1項の表(1)アに掲げる法人に該当したものであって、改正法の公布の日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、改正法の公布の日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事

業年度分の事業税について同表(1)イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。)に係る第2条の規定による改正後の鳥取県条例第54条第6項の規定の適用については、同項中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第 号)の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から、令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

3 第3条の規定による改正後の鳥取県条例第54条第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(以下「2号施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、2号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第5条 第4条の規定による改正後の鳥取県条例第70条の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(以下「3号施行日」という。)以後に効力が生ずる改正法第3条の規定による改正後の地方税法第80条第1項ただし書に規定する公益信託(公益信託に関する法律(令和6年法律第 号)附則第4条第1項の規定により同項に規定する公益信託とされた信託を含む。)について適用し、3号施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第6条 第213回国会において改正法が原案どおり成り立たない場合における鳥取県条例の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第65号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

次のとおり職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

附 則

1～19 略

20 令和8年3月31日までの間、第7条の3第2項及び第16条の

11の規定は、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条の3第2項	同項の規定により	同項の規定により
	職員には	職員（以下この項において「権衡上必要職員」という。）並びに採用時の職が土木技師である職員及びこれ

附 則

1～19 略

と同様に令和5年台風第7号に係る災害の復旧に関する工事を迅速に行うに当たり採用に
よる欠員の補充について特別の事情がある
と認められる職にある職員であって
知事が別に定めるもの（以下この項において「土木等職員」という。）には

権衡上必要職員に

同項の規定に準じ

	て	<p>あつては同項の規定に準じて、土木等職員にあつては60歳に達した日以後最初の4月1日以降月額2万円の</p>
第16条の11	第7条の3から第9条まで	<p>第7条の3第1項及び附則第20項の規定により読み替えられた同条第2項中権衡上必要職員に係る部分、第8条、第9条</p>
	及び第16条の9	並びに第16条の9

21 前項の規定により読み替えられた第7条の3第2項の規定に

<p>より初任給調整手当を支給されることとなる職員への初任給調整手当の支給方法その他支給に関し必要な事項については、他の初任給調整手当の支給を受ける職員の例による。この場合において、定年前再任用短時間勤務職員については育児短時間勤務職員等に準じて取り扱うものとする。</p>					
<p>(職員の退職手当に関する条例の一部改正)</p> <p>第2条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="885 1126 957 1971">改 正 後</th> <th data-bbox="885 275 957 1126">改 正 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="957 1126 1396 1971"> <p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>16 旧機関の職員が引き続き職員となり、かつ、職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の</p> </td> <td data-bbox="957 275 1396 1126"> <p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>16 旧機関の職員が引き続き職員となり、かつ、職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改 正 後	改 正 前	<p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>16 旧機関の職員が引き続き職員となり、かつ、職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の</p>	<p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>16 旧機関の職員が引き続き職員となり、かつ、職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の</p>	
改 正 後	改 正 前				
<p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>16 旧機関の職員が引き続き職員となり、かつ、職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の</p>	<p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>16 旧機関の職員が引き続き職員となり、かつ、職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の</p>				

<p>退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>17～25 略</p> <p>26 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、給料月額7割措置を受けた日（以下この項において「7割措置日」という。）より前に給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。）が7割措置日の前日におけるその者の給料月額（以下この項において「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職の日にお</p>	<p>退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>17～25 略</p> <p>26 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、給料月額7割措置を受けた日（以下この項において「7割措置日」という。）より前に給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。）が7割措置日の前日におけるその者の給料月額（以下この項において「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職の日にお</p>
---	---

けるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第5条の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、規則で定める場合については、規則で定める額とする。

(1)・(2) 略

(3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア 略

イ 前号アに掲げる割合

27 略

28 令和6年3月31日に現に在職する職員で採用時の職が土木技師である職員及びこれと同様に令和5年台風第7号に係る災害の復旧に関する工事を迅速に行うに当たり採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職にある職員であつて知事が定めるものうちその者の非違によることなく退職した者（60歳に達した日後最初の4月1日以後の職員としての引

けるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第5条の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、規則で定める場合については、規則で定める額とする。

(1)・(2) 略

(3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア 略

イ 前号に掲げる額の7割措置前給料月額に対する割合

27 略

き続いた在職期間に令和6年4月1日から令和8年3月31日までの期間の一部又は全部を含む者に限る。)に対する次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に 令和6年4月1日以後の会計年度であつてその者が60歳に達した日後に初日から末日まで引き続き在職し

た会計年度（死亡により退職した者にあつては当該退職した日が属する年度を含み、6月以上の休職月等（第8条の2第1項に規定する休職月等をいう。以下この項において同じ。）がある者にあつては当該6月以上の休職月等がある会計年度を除く。以下「加算対

第5条の2第1項 第2号	退職日給料月額に	象会計年度」とい う。) 1年度につ き100分の1を乗じ て得た額の合計額
第5条の2第1項 第2号イ	退職日給料月額及 び退職日給料月額 に加算対象会計年 度1年度につき100 分の1を乗じて得 た額の合計額に	その者が特定減額 前給料月額に係る 減額日のうち最も 遅い日の前日に現 に退職した理由と

附則第26項	第5条の2	<p>同一の理由により退職したものと し、かつ、その者の同日までの勤務期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>
	附則第28項の規定により読み替えて適用する第5条の2	2

<p>附則第26項第1号</p>	<p>及び特別特定減額 前給料月額</p>	<p>並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に加算対象会計年度1年度につき100分の1を乗じて得た額の合計額</p>
<p>附則第26項第2号</p>	<p>7割措置前給料月額</p>	<p>7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に加算対象会計年度1年度につき100分の1を乗じて得た額の合計額</p>

その者が特別特定減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤務期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相

前号に掲げる額

附則第26項第2号

イ

附則第26項第3号	退職の日における その者の給料月額 に	当する額 退職の日における その者の給料月額 及び退職日給料月 額に加算対象会計 年度1年度につき 100分の1を乗じて 得た額の合計額に
-----------	---------------------------	--

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則

<p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(初任給調整手当の特例)</p> <p>2 令和8年3月31日までの間、第5条に規定するもののほか、<u>知事の事務部局の職員との権衡上必要があると認められる職員に対して初任給調整手当を支給する。</u></p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>昭和49年度に限り、第13条の規定による期末手当のほか、昭和49年4月27日に在職する職員に対し、職員の在職期間に応じて期末手当を支給する。</u></p>
<p>(職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)</p>	
<p>第4条 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。</p>	
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第11条 略</p> <p>(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第12条 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例</p>	<p>改 正 前</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第11条 略</p> <p>(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第12条 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例</p>

(次条、附則第15条から第19条まで及び第31条において「新条例」という。) 附則第9項から第18項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第13条～第30条 略

第31条 令和8年3月31日までの間、附則第19条の規定中「第7条の3から第9条まで」とあるのは、「第7条の3第1項及び附則第20項の規定により読み替えられた同条第2項中権衡上必要職員に係る部分、第8条、第9条」と、「及び第16条の9」とあるのは「並びに第16条の9」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えられた新条例第7条の3第2項の規定により初任給調整手当を支給されることとなる職員への初任給調整手当の支給方法その他支給に関し必要な事項については、他の初任給調整手当の支給を受ける職員の例による。この場合において、暫定再任用短時間勤務職員については新条例第4条の2に規定する育児短時間勤務職員等に準じて取り扱うも

(次条及び附則第15条から第19条までにおいて「新条例」という。) 附則第9項から第18項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第13条～第30条 略

のとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条中職員の退職手当に関する条例附則第26項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第66号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
					(定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 知事の事務部局の職員 2,838人

ア 一般会計支弁に係る職員 2,828人

イ 略

(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員

2,215人

ア 県立学校の職員 2,027人

イ アに掲げる職員以外の職員 188人

(3)～(9) 略

(10) 県費負担教職員 3,997人

2 略

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 知事の事務部局の職員 2,828人

ア 一般会計支弁に係る職員 2,818人

イ 略

(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員

2,227人

ア 県立学校の職員 2,029人

イ アに掲げる職員以外の職員 198人

(3)～(9) 略

(10) 県費負担教職員 4,012人

2 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。